（特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則の一部改正）

第十一条　特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則（昭和五十三年通商産業省令第三十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次 第一章　総則（第一条―第十一条の四） 第二章　国際出願（第十二条―第三十八条） 第三章　国際調査（第三十九条―第五十条の三） 第四章　国際予備審査（第五十一条―第七十条） 第五章　雑則（第七十一条―第八十五条） 附則 （手数料の一部返還） **第三十六条の二**　条約第十二条(1)に規定する国際出願の調査用写し（以下「調査用写し」という。）が国際調査機関に送付される前に当該国際出願について法第四条の規定による認定がされず、若しくは取り下げられたものとみなす旨の決定がされ、又は当該国際出願の取下げがされたときは、法第十八条第二項（同項の表一の項に掲げる部分に限る。）の規定により納付された手数料（同項に規定する同表の第三欄に掲げる金額の範囲内において同項の政令で定める金額に係る部分に限る。以下「納付手数料」という。）のうち次の各号に掲げる場合に応じ当該各号に定める金額を減じた額を出願人の請求により返還する。 一　次号及び第三号に該当する場合以外の場合　一万円（法第十八条の二又は産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第六十六条第三項の規定による手数料の軽減（以下「軽減」という。）を受ける者にあつては、一万円に軽減の割合を乗じて得た額。第三号において同じ。） 二　法第十八条第三項において準用する特許法（昭和三十四年法律第百二十一号）第百九十五条第五項の規定による国と国以外の者との共有に係る場合（軽減を受ける者を含む者の共有に係る場合を除く。）であつて、持分の定めがある場合　一万円に国以外の者の持分の割合を乗じて得た額 三　法第十八条第三項において準用する特許法第百九十五条第六項の規定による軽減を受ける者を含む者の共有に係る場合であつて、持分の定めがある場合　国以外の各共有者ごとに一万円にその持分の割合を乗じて得た額を合算して得た額 2　前項の規定により算定した額に十円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。 （手数料の一部返還） **第五十条**　国際出願が法第八条第一項の規定により国際調査報告が作成されている先の国際出願を基礎とする優先権の主張を伴う場合において、当該国際出願についての国際調査報告を作成するためにその先の国際出願の国際調査報告の相当部分を利用することができる場合は、納付手数料のうち、次の各号に掲げる場合に応じ当該各号に定める金額を出願人の請求により返還する。	目次 第一章　総則（第一条―第十一条の四） 第二章　国際出願（第十二条―第三十八条） 第三章　国際調査（第三十九条―第五十条の三） 第四章　国際予備審査（第五十一条―第七十条） 第五章　雑則（第七十一条―第八十二条） 附則 （手数料の一部返還） **第三十六条の二**　条約第十二条(1)に規定する国際出願の調査用写し（以下「調査用写し」という。）が国際調査機関に送付される前に当該国際出願について法第四条の規定による認定がされず、若しくは取り下げられたものとみなす旨の決定がされ、又は当該国際出願の取下げがされたときは、法第十八条第二項（同項の表一の項に掲げる部分に限る。）の規定により納付された手数料（同項に規定する同表の第三欄に掲げる金額の範囲内において同項の政令で定める金額に係る部分に限る。）のうち一万円（産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第六十六条第三項の規定により納付すべき手数料の軽減を受けた場合にあつては、納付された手数料のうち三千三百三十円）を減じた額を出願人の請求により返還する。 ［新設］ ［新設］ ［新設］ （手数料の一部返還） **第五十条**　国際出願が法第八条第一項の規定により国際調査報告が作成されている先の国際出願を基礎とする優先権の主張を伴う場合において、当該国際出願についての国際調査報告を作成するためにその先の国際出願の国際調査報告の相当部分を利用することができる場合は、法第十八条第二項（同項の表一の項に掲げる部分に限る。）の規定により納付された手数料（同項に規定する同表の第三欄に掲げる金額の範囲内において同項の政令で定める金額に係る部分に限る。）のうち、次の各号に掲げる場合に応じ当該各号に定める金額を出願人の請求により返還する。